

審査結果概要書

平成 22 年 1 月 25 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	木材乾燥における木質バイオマスボイラの導入
排出削減事業者名	佐伯広域森林組合
排出削減共同実施事業者名	株式会社イースクエア
その他関連事業者名	—
事業実施場所	大分県佐伯市宇目大字南田原 14-1
事業の概要	当組合は平成 2 年 3 月に大分県の佐伯市、弥生町、本匠町、宇目町、直川町、蒲江町の 6 森林組合が広域合併を行い、大分南部流域で 1 市 5 町 3 村を一円とする組合として発足している。現在では平成 17 年 3 月の市町村合併で西日本一の面積（90,328ha）の佐伯市唯一の森林組合である。事業活動として、森林整備、林産販売事業、製材加工事業、プレカット事業を主に木材乾燥設備を稼働しており、木材乾燥用に使用していた重油焚ボイラーを木質バイオマスボイラーに更新することで CO ₂ 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2,018tCO ₂ /年（事業実施期間合計 8,072tCO ₂ ）
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2009 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	当該排出削減事業が日本国内で実施されていることを、2010年1月15日に事業サイトである「佐伯広域森林組合 宇目工場」を訪問視察し確認した。 排出削減事業実施場所：佐伯広域森林組合 宇目工場 (大分県佐伯市宇目大字南田原 14-1)
追加性を有すること	1) 本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者である佐伯広域森林組合への質問等により確認した。 2) 更新前の4台の重油焚ボイラー設備は、法定耐用年数12年に対して平成14年3月に1台、平成16年3月に1台、平成20年3月に1台、平成21年3月に1台導入している。更新前の重油焚ボイラー設備は、運転可能な状態を維持しており継続的に使用できる状態であったことを現場確認した。 3) 排出削減事業の投資回収年数については、3.8年となることを根拠資料、質問及び検算等を通じて確認している。投資回収年数の算定は、補助金を除いた純投資額とエネルギーコスト、ランニングコストから計算している。 4) 排出削減事業者は、本事業を通じて 事業活動上で発生する木くず、プレナー屑をバイオマスエネルギーとして活用することで、廃棄物の熱エネルギーの有効利用といった環境問題についての社会的な啓発効果が見込めるとともに、木質資源の有効性の再評価に繋がりたいとしている。国内クレジット制度の活用によって、当該事業者の意図が社会にアピール出来ることに着目し、本来ならば継続使用可能であった重油焚ボイラー及び既存の木質バイオマスボイラーから、より能力の高い木質バイオマスボイラーへの更新を行うことを意志決定し、本事業の実施に至っている。 したがって本排出削減事業は、追加性を有すると判断できる。
自主行動計画に参加していない者により行われること	自主行動計画への参加の有無について、事業サイト訪問時のヒアリング（佐伯広域森林組合）により、事業者が業界団体に所属しておらず、自主行動計画に参加していない事を確認した。

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 方法論 001「ボイラーの更新」に基づき排出削減量を計算し、適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、バイオマスへの燃料転換のため、ボイラー効率の改善については問わない。よって、適用条件 1 を満たしている。</p> <p>適用条件 2 については、事業サイトの視察、全体レイアウト図の確認、及び関係者への質問等により、既存の設備を継続的に利用することができる状態であり、適用条件 2 を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 3 については、更新後のボイラーで生産した蒸気を木材乾燥機の熱源供給設備として自家消費しているため、適用条件 3 を満たしている。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、いずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p> <p>4) リークエージについては、本排出削減事業により生じるバウンダリー外での温室効果ガス排出に起因するものはない。バイオマスボイラーの燃料は、製材所内の木くず及びプレナー屑を使用している。したがって、排出削減量の 5% を超える顕著かつ計測可能なバウンダリー外での温暖化ガス排出は特定されない。</p>
----------------------------	---

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認一覧」を参照すること。

4. 特記事項

- ・投資回収年数は、補助金を除いた純投資額をもとに算定している。
- ・木質バイオマスは、**当該排出削減事業者**の製材所内で発生する木くず及びプレナー屑を使用しており、国産材 100% の未利用材であることを排出削減事業者への質問並びに現地視察にて確認している。